

長野県A地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

長野県A地区においては、令和5年9月25日からタクシー運賃の改定を実施いたしましたが（改定率10.67%）、これによる令和6年1月から6月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数（注1） 16社

2. 公表対象事業者数 16社

3. 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況（注2）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
1社	4社	4社	7社	0社	0社	0社	16社

4. その他（運賃改定を契機として改善した事項）

（1）労働者負担の軽減

運賃改定時点で労働者負担制度（注3）を採用していた事業者数・・・0社

（2）手当類の創設・拡充

①新しく手当を創設した事業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1社

・早朝出勤手当（1社）

②既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数・・・・・・・・・・0社

（3）その他（上記以外で改善した事項）※1社で複数該当あり

・労働時間を短縮した。（4社）

・深夜労働時間を短縮した。（1社）

・勤務形態を変更した。（1社）

注1）A地区・B地区両方に営業所がある事業者は本社の所在地区で計上。

注2）変動状況は、次の算式により算出。

改定後（賃金支給総額÷総乗務時間数）÷改定前（賃金支給総額÷総乗務時間数）×100-100%

注3）労働者負担制度とは、無線使用料・AVM使用料・チケット手数料・クレジット手数料・AT車使用料等、利用する機器、運賃の支払い方法、乗車する車の車種・グレード等に着眼して、乗務員に一定の負担を求める制度をいう。